

## 議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

### 1. 改正の目的

これまで、事務における特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の利用は、法等の規定により利用が認められている法定事務以外は、市の独自利用事務として条例に規定することにより行ってきたが、法改正や省令の施行、国のシステム整備により、条例に規定する一部の事務等が、準法定事務として全国的に特定個人情報の利用が可能となり、条例に規定する必要がなくなったため、規定の削除を行うもの。

また、同様に既に法規定があるため独自利用の規定を行う必要性がない事務及び特定個人情報について、条例内に規定しているものが見られるため、規定の削除等の改正を行うもの。

### 2. 準法定事務に関する法改正等の概要

- ◆ **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**  
これまで特定個人情報の利用は、法に定める「法定事務」及び自治体が条例で定める「独自利用事務」のみであったが、法改正により法定事務に準ずる「準法定事務」においても法定事務同様の利用が可能となった。
- ◆ **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令**  
法改正に伴い準法定事務が定められる。その内、交野市が行う事務に関するものは外国人の生活保護措置関連事務のみ。

## 議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

### 3. 条例改正の経緯

1. これまで、外国人の生活保護関連事務及び特定個人情報は、国が定める法定事務や提供可能特定個人情報ではなかったため、法第9条第2項に基づき、市の独自利用事務として条例に定めることにより市内での情報連携を行っていたほか、法第19条第9号に基づき、国の個人情報保護委員会へ届け出ることにより、当該事務に関して情報提供ネットワークシステムを利用して他市町村との情報連携を行っていた。
2. 令和6年5月27日の法改正等により、準法定事務としての情報の利用や一部事務への情報提供が可能となったが、他市町村との情報連携に関して、情報提供ネットワークシステムにおける同情報の連携が未整備であったため、当分の間は独自利用を継続することにより情報連携を行う。  
※国から法改正等の後も当分の間は、独自利用を中止しないよう通知あり。
3. 令和8年6月14日に、情報提供ネットワークシステムの整備が完了し、外国人の生活保護措置関係の情報連携が可能となるため、これをもって独自利用の条例規定が不要となる。
4. 本件に関する規定削除に関して全庁的に条例の見直しを行った結果、一部の事務や利用を行う特定個人情報においても、法規定があり条例の規定が必要ないもの等が判明したため、合わせて削除等の改正を行う。

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

4. 準法定事務関係による削除の一覧 (1/2)

別表第1

機関	特定個人情報	事務担当部署
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活福祉課

別表第2

機関	事務	特定個人情報	事務担当部署
4 市長	児童福祉法による障害福祉サービスの措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	健康増進課
6 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
8 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	生活福祉課
18 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	子育て支援課
22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	生活福祉課

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

4. 準法定事務関係による削除の一覧 (2/2)

別表第2

機関	事務	特定個人情報	事務担当部署
30 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	生活福祉課
		(3) 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの	
		(4) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
		(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの	
		(6) 養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		(7) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
		(8) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	
		(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給関係情報であって規則で定めるもの	
		(10) 小児慢性特定疾病医療費給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		(11) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		(12) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
		(13) 障害児福祉手当等支給関係情報であって規則で定めるもの	

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

5. その他の理由による改正の一覧 (1/4)

別表第2

改正内容	改正理由	機関	事務	特定個人情報	事務担当部署
削除	法規定があり、条例規定が不要	1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則に定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	2 市長	児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	3 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

5. その他の理由による改正の一覧 (2/4)

別表第2

改正内容	改正理由	機関	事務	特定個人情報	事務担当部署
削除	法規定があり、条例規定が不要	4 市長	児童福祉法による障害福祉サービスの措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの	健康増進課
削除	法規定があり、条例規定が不要	6 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	7 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

5. その他の理由による改正の一覧 (3/4)

別表第2

改正内容	改正理由	機関	事務	特定個人情報	事務担当部署
削除	法規定があり、条例規定が不要	8 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの	生活福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	12 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	障がい福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	16 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付関係情報であって規則に定めるもの	障がい福祉課

議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

5. その他の理由による改正の一覧 (4/4)

別表第2

改正内容	改正理由	機関	事務	特定個人情報	事務担当部署
削除	法規定があり、条例規定が不要	17 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(6) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	子育て支援課 おやこ保健課
削除	法規定があり、条例規定が不要	22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの	生活福祉課
削除	法規定があり、条例規定が不要	23 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	高齢介護課

別表第3

改正内容	改正理由	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	事務担当部署
修正	文言の修正	1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する <b>事務</b> であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	まなび支援課

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第31号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black;">条例</span> その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>これまで、市の事務が特定個人情報を利用する場合は、法定事務以外は条例に定めた上で独自利用事務として利用を行っていたが、法改正及び国が管理する情報提供ネットワークシステムの整備等により、独自利用していた事務や特定個人情報の一部が準法定事務とし利用できるようになり、条例の規定が不要になったことから削除を行うもの。また、条例に規定されている利用を行う特定個人情報のうち、法等により利用可能とされており情報に規定する必要のないもの等について、合わせて削除等を行うもの。</p>		<p>他市も同様の改正が行われる予定である。</p>				
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>これまで条例に定めることにより特定個人情報利用を行っていた事務等の規定が、法改正や省令の施行、情報連携を行う情報連携ネットワークシステムの整備により不要となるため。</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>				
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>令和6年5月27日の法改正等及び令和8年6月14日の完了する情報提供ネットワークシステムの整備により、条例に規定する一部の事務及び利用特定個人情報が、条例に規定する必要がなくなった。</p> <p>また、この削除に関して全庁的に条例の規定に関して見直しを行った結果、一部の利用を行う特定個人情報において、既に法等の定めがあることにより条例の規定が不要なものが規定されていること等が判明した。</p>		<p>まちづくりの目標</p>	<p>目 標</p>	<p>—</p>		
		<p>政策分野または経営方針</p>	<p>分野・方針</p>	<p>効率的・効果的な行政運営</p>		
		<p>施策</p>	<p>施 策</p>	<p>DXの推進</p>		
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>				
<p>有 ・ <span style="border: 1px solid black;">無</span>（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画名称</p>				
		<p>策定年度</p>				
		<p>計画期間</p>				
		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>公布の日</p>		
		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
		<p>企画財政部</p>	<p>情報マーケティング課</p>	<p>有（新旧対照表、他）</p>		

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）新旧対照表

新			旧		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1	削除		1	削除	
2 市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		3 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		4 市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
			5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又		1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定め
		(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定め			



新			旧		
		るもの			るもの
					(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 _____	削除		4 市長	児童福祉法による障害福祉サービスの措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
					(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
					(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
					(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
6 _____	削除		6 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
					(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
					(3) 生活保護関係情報であ

新			旧		
				るもの	って規則で定めるもの
					(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
					(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
					(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報	9 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報

新			旧		
	基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する 事務であって規則で定 めるもの	であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情 報であって規則で定めるも の		基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する 事務であって規則で定 めるもの	であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情 報であって規則で定めるも の
10 市長	国民健康保険法（昭和 33年法律第192 号）による保険給付の 支給又は保険料の徴収 に関する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であっ て規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であっ て規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であ って規則で定めるもの (4) 外国人生活保護措置関 係情報であって規則で定め るもの (5) 介護保険給付等関係情 報であって規則で定めるも の	10 市長	国民健康保険法（昭和 33年法律第192 号）による保険給付の 支給又は保険料の徴収 に関する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であっ て規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であっ て規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であ って規則で定めるもの (4) 外国人生活保護措置関 係情報であって規則で定め るもの (5) 介護保険給付等関係情 報であって規則で定めるも の
11 市長	国民健康保険法による 特別徴収の方法による 保険料の徴収又は納入 に関する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であっ て規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であっ て規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情 報であって規則で定めるも の	11 市長	国民健康保険法による 特別徴収の方法による 保険料の徴収又は納入 に関する事務であって 規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であっ て規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であっ て規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情 報であって規則で定めるも の

新			旧		
1 2 市長	知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	1 2 市長	知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	1 3 市長	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	1 4 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する事務であって規則で	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	1 5 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する事務であって規則で	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

新			旧		
	定めるもの			定めるもの	
1 6 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	1 6 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付関係情報であって規則に定めるもの
1 7 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護措置関	1 7 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護措置関

新			旧		
	用の支給に関する事務 であって規則で定める もの	係情報であって規則で定め るもの		用の支給に関する事務 であって規則で定める もの	係情報であって規則で定め るもの
					(6) 医療保険給付関係情報 であって規則で定めるもの
		(6) 交野市重度障がい者の 医療費の助成に関する条例 による医療費支給関係情報 であって規則で定めるもの			(7) 交野市重度障がい者の 医療費の助成に関する条例 による医療費支給関係情報 であって規則で定めるもの
		(7) 交野市ひとり親家庭の 医療費の助成に関する条例 による医療費支給関係情報 であって規則で定めるもの			(8) 交野市ひとり親家庭の 医療費の助成に関する条例 による医療費支給関係情報 であって規則で定めるもの
		(8) 交野市こどもの医療費 の助成に関する条例による 医療費支給関係情報であっ て規則で定めるもの			(9) 交野市こどもの医療費 の助成に関する条例による 医療費支給関係情報であっ て規則で定めるもの
18	削除		18 市長	母子保健法による費用 の徴収に関する事務で あって規則で定めるも の	(1) 外国人生活保護措置関 係情報であって規則で定め るもの
19	児童手当法（昭和46 年法律第73号）によ る児童手当又は特例給	(1) 住民票関係情報であっ て規則で定めるもの	19 市長	児童手当法（昭和46 年法律第73号）によ る児童手当又は特例給	(1) 住民票関係情報であっ て規則で定めるもの

新			旧		
	付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの			付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
20 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	20 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	21 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

新			旧		
					(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	23 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの	24 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

新			旧			
		(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの			(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの	
		(5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			(5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
25	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務、療養介護医療費の支給に関する事務又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	25	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務、療養介護医療費の支給に関する事務又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの			(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの			(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
			(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
26	削除			26	削除	
27	市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	27	市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する
						(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

新		旧	
<p>条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	<p>条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの		(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの		(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの		(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
	(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの		(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(8) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		(8) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		(9) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	(10) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの		(10) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	(11) 交野市ひとり親家庭		(11) 交野市ひとり親家庭

新			旧		
		の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	28 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの			(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 養育医療給付関係情報			(7) 養育医療給付関係情報

新			旧				
		<p>であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>			<p>であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>		
29	市長	<p>交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	29	市長	<p>交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの				(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの				(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 外国人生活保護措置関				(4) 外国人生活保護措置関

新			旧		
		係情報であって規則で定めるもの			係情報であって規則で定めるもの
		(5) 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの			(5) 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの			(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			(7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(8) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			(8) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		(9) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			(9) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	30 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
					(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
					(3) 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの
					(4) 介護保険給付関係情報

新			旧		
					であって規則で定めるもの
					(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
					(6) 養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
					(7) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					(8) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
					(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
					(10) 小児慢性特定疾病医療費給付等関係情報であって規則で定めるもの
					(11) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
					(12) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

新			旧		
					(13) 障害児福祉手当等支給関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの